

益田清風高校

育友会

関係会則・規定

令和8年5月 最終改訂

1. 育友会会則 1
2. 育友会運営細則 4
3. 育友会役員選出に関する細則 5
4. 育友会特別表彰規定 6
5. 部活動後援会会則 8
6. 部活動後援会会計内規 9

1. 育友会会則

(第1章 総則)

第1条 本会は岐阜県立益田清風高等学校育友会と称し、事務局を益田清風高等学校内に置く。

(第2章 目的)

第2条 本会は岐阜県立益田清風高等学校の教育全般を後援し、生徒の健全な育成と会員相互の研修、親睦を深めることを目的とする。

(第3章 事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校の教育環境を整備、改善する事業
- (2) 学校と家庭の連絡を深め、地域社会の協力を求めて、生徒の福祉増進、心身の健全な発達をはかるための事業
- (3) 会員相互の親睦及び教養の向上に関する事業
- (4) その他必要と認める事業

(第4章 会員)

第4条 本会は入会に同意した生徒の父母等と学校職員とする。

(第5章 役員)

(要旨)

第5条 本会の役員を、本部役員、委員、顧問及び監事とする。

2 役員任期は、当年度1か年(当年4月1日から次年の3月31日まで)とし、再選を妨げない。

(本部役員)

第6条 本部役員について、次のとおり定める。

なお、選考に関する詳細については、役員選考細則にて定める。

役職名	人数	資格	要件
会長	1名	父母等	1 本会を代表し、本会則に基づいて会務を統括処理する。 2 本部役員会で選考・承認し、総会に報告する。
副会長	3名	父母等	1 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。 2 父母等から先行して、会長が委嘱する。
書記	若干	父母等 学校職員	1 本会の活動に関する事項を記録し、庶務的事項の全般を処理する。 2 会長が、父母等1名、教頭1名及び学校職員若干名を委嘱する。
会計	若干	父母等 学校職員	1 本会の会計事務全般を処理する。 2 会長が、父母等1名及び学校職員若干名を委嘱する。

(委員)

第7条 本会に広報委員及び文化祭実行委員を置く。

- 2 広報委員は、本会の活動を広報し、各学年の父母等から選考して会長が委嘱する。
- 3 文化祭実行委員は、文化祭における育友会行事の運営を行い、本会の会員から募集する。
- 4 委員数は、細則に定める。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は校長とし、会長が委嘱する。

(監事)

第9条 本会に監事を置き、会務・会計を監査し、総会に報告する。

- 2 監事は、本部役員会において、父母等から3名を選考・承認し、総会に報告する。

(第6章 運営組織)

(総会)

第10条 総会は、全会員で構成し、本会の最高の議決機関とする。

- 2 総会の種類を、定期総会、臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 定期総会は、年1回開くものとし、改選した役員構成を報告し、前年度の事業報告・会計決算報告及び監査報告並びにそれらの承認、当年度の事業計画・予算案の承認、会則の改正、本会の目的達成に関わる重要な事項等について審議・議決する。
- 4 臨時総会は、本部役員会で必要と認めた場合及び会員の過半数の要求により開催する。
- 5 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(本部役員会)

第11条 本部役員会は、本部役員及び顧問で構成し、総会に次ぐ議決機関とする。

- 2 本部役員会においては、総会提出議案、益田清風高等学校育友会の運営に関する各細則の改正、本会の活動に関する基本的な重要事項を審議し、本部役員及び監事を選考・承認する。
- 3 本部役員会は、会長が招集する。

(委員会)

第12条 本会に、広報委員会及び文化祭実行委員会を置く。

- 2 各委員会は、会長、各副会長及びそれぞれの委員で構成する。
- 3 広報委員会は本会に関する広報活動を、文化祭実行委員会は文化祭における育友会行事の運営に関する活動をそれぞれ行う。
- 4 委員会は、委員長（又は、会長）が招集する。
- 5 各委員会の長は、細則に定める。

(特別委員会)

第13条 本部役員会で必要と認めた場合に、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の細部については、本部役員会で定める。

(第7章 経理)

(要旨)

第14条 本会の経理は、一般会計及び創立記念事業基金会計による。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経理の執行、監査、報告)

第15条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて執行し、その決算は、監事の監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

2 総会において議決された予算の補正（会計間の補正を含む。）は、本部役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第16条 会費は、総会において決定し、納入方法は別に定める。

(第8章 表彰)

(表彰)

第17条 本会は、必要に応じ、生徒、会員等を表彰することができる。

2 表彰の細部については、細則に定める。

(第9章 その他)

(細則)

第18条 本会は、本会則の運営に関し必要な細則を定める。

2 細則は、本会則に抵触しない限りにおいて本部役員会で制定し、又は改廃する。

3 本部役員会は、制定し、又は改廃した細則を会員に報告しなければならない。

(会則の改正)

第19条 本会則は、総会の承認を得て改正することができる。

附 則

本会則は、令和4年4月1日から施行する。

本会則は、令和8年4月1日から施行する。

2. 育友会運営細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、岐阜県立益田清風高等学校育友会会則を受け、本会の運営に関し細部事項を定めより有意義かつ円滑な活動を目指すことを目的とする。

第2章 役員

(委員数)

第2条 各委員会の委員数は、広報委員3名、文化祭実行委員若干名とする。

(総会の議長)

第3条 総会の議長は、総会の場において、参加全員で決める。

(委員会の長)

第4条 各委員会の長は、委員の中から互選する。

第3章 表彰

(表彰)

第4条 表彰については、本部役員会で定める。

第4章 その他

(細則の改正)

第5条 本細則は、本部役員会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって改正できる。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

3. 育友会役員選出に関する細則

(第1章 総則)

(目的)

第1条 本細則は岐阜県立益田清風高等学校育友会会則を受け、役員選出に関し細部事項を定めることにより有意義かつ円滑な活動を目指すことを目的とする。

(第2章 役員選出)

第2条 会長については、本部役員会にて副会長から選考・承認し、総会に報告する。

第3条 会長を除く育友会本部役員については再任がない場合は、以下のとおり選考する。

- (1) 副会長については、1年生の全会員から立候補を募り、立候補者が多い場合は選挙により選考し、会長が委嘱する。なお、立候補者は必ず本会の会員から2名の推薦を受けること。
 - (2) 副会長について立候補者がいない場合は、下呂市中学校校区を4つのブロックにわけ会長が所属しないブロックより各1名を選挙により選出し、会長が委嘱する。
Aブロック(金山地区、竹原地区)、Bブロック(下呂地区)、Cブロック(萩原南地区)、Dブロック(萩原北、小坂地区)
なお、本校にて過去に本部役員に就かれた方は辞退することができる。
- (2) 書記・会計については、本部役員会にて副会長から選考・承認し、総会に報告する。

第4条 広報委員については、新年度の1年生の保護者の中から広報委員会により選考し、会長が委嘱する。なお、3年間再任されることを原則とする。

第5条 監事については、新年度の1年生の保護者の中から監事会により選考し、会長が委嘱する。なお、3年間再任されることを原則とする。

第6条 文化祭実行委員については、本会会員より募集し、会長が委嘱する。

第7条 当該年度の各本部役員、広報委員、監事は兼務することは出来ない。

第8条 当該年度に同一家族から役員を二人選出することは出来ない。

第9条 候補者が役員の職務を行うにあたり、著しく支障が生ずると考えられる場合は、本部役員会の協議の上、候補者から除くことができる。

(第3章 その他)

第10条 本細則は、本部役員会において、出席者の3分の2以上の賛成を持って改正できる。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

4. 育友会特別表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、特別活動等において特に顕著な功労のあった個人または団体を益田清風高等学校育友会長（以下「育友会長」という）が表彰することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 益田清風高等学校育友会特別表彰（以下「表彰」という）の対象者は次の各号のいずれにも該当する個人または団体とする。

- (1) 卒業学年時の生徒
- (2) 特別活動等において功労顕著であった個人または団体

(表彰基準)

第3条 表彰は次の各号の一つに該当するもので、他の範となる者に対して行う。

(1) 運動系部活動に関するもの

全国大会に出場した個人または団体、東海大会に出場した個人または団体、県大会で3位以上に入賞した個人または団体で、顧問が功労顕著と認める者

(2) 文化系部活動に関するもの

前記(1)の運動系部活動に準ずる成績をあげた個人または団体で、顧問が功労顕著と認める者

(3) 生徒会活動やその他の活動に関するもの

2期以上生徒会長を務めた者及び3期以上生徒会執行部を務めた者で、生徒会顧問が功労顕著と認める者。または、ボランティア活動などその他の活動において、益田清風高等学校職員が特に功労顕著と認める者

(4) 上記(1)から(3)以外のもので、益田清風高等学校職員が特に功労顕著と認める者

(表彰者の決定)

第4条 益田清風高等学校長（以下「校長」という）が前条の基準により選考した推薦書に基づき、育友会長が決定する。

(表彰方法)

第5条 表彰の方法は、表彰状および副賞の授与によるものとする。

(表彰日)

第6条 表彰は卒業式前日に行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、育友会長と校長が協議の上決定し、次の役員会において承認を求めることとする。

第8条 本細則は、本部役員会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって改正できる。

(附則)

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

この規程は、令和6年2月19日から施行する。

5. 部活動後援会会則

(第1章 総則)

第1条 本会は、岐阜県立益田清風高等学校部活動後援会と称し、事務局を岐阜県立益田清風高等学校内に置く。

(第2章 目的)

第2条 本会は、岐阜県立益田清風高等学校部活動の健全なる育成と発展を援助することを目的とする。

(第3章 事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために学校と連携をはかり、必要な事業を行う。

- (1) 部活動への協力に関すること。
- (2) 部活動の成果報告に関すること。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(第4章 会員)

第4条 本会の会員は、全生徒の父母等、および本会の趣旨に賛同するものとする。

(第5章 役員)

第5条 本会の役員等は、益田清風高等学校育友会会則第5条に定める役員等がその職のまま兼任するものとし、会議等も同育友会に準ずるものとする。

(第6章 経理)

第6条 本会の経理は、部活動後援会会計及び部活動積立金会計による。

第7条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第8条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第9条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて執行し、その決算は、監事の監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 本会の会費は、毎年総会で決定し、納入方法は別に定める。

第11条 総会において議決された予算の補正（会計間の補正を含む。）は、本部役員会の承認を得なければならない。

2 部活動後援会会計の運用は、「部活動後援会会計に関する内規」による。

附 則

本会の会則変更は、総会の議決により行う。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

6. 部活動後援会会計内規

第1条 生徒の遠征旅費は、次の基準等により支払うものとする。

- (1) 目的地までの列車の往復運賃
- (2) 宿泊費1泊5,000円
- (3) 県を代表して参加する場合の旅費は別に定める。

第2条 旅費の支払条件等は次によるものとする。また、参加料が必要な場合は合わせて支給する。

(1) 運動系

ア 県・地区高体連、又は県高野連主催のものに限る。具体的には、高体連は、インターハイ地区、県予選・地区総体・新人大会地区、県大会の3つの大会。高野連は、春季大会・全国高等学校野球選手権大会岐阜大会・秋季大会・県選抜大会・4つの大会である。但し、野球部の支部大会は一回戦分のみでの支給とする。

陸上部の岐阜県高等学校駅伝競技大会（県、地区）も支給する。

野球部の抽選会出席には、1名分支給する。

イ 旅費の支払人数は、大会申込書の登録人数とする。ただし、大会要項申込書の人数を限度とする。

(2) 文化部系

ア 県、地区高文連、又は県教育団体主催のものに限る。旅費の支払人数は開催要項による人数以内（補欠を含む）以内とする。ただし、多人数の時は制限する。

具体的には

部名	大会名	主催名
演劇部	・岐阜県高等学校演劇大会 (地区大会、県大会)	高文連演劇部会
	・飛騨地区高校演劇合同公演	高文連演劇部会飛騨地区
演劇大会の為に事前準備、打ち合わせ、成績発表への参加は2名まで支給する。 又、高文連主催の大会リハーサルについては全員支給とする。		
ビジネスライセンス部	<ul style="list-style-type: none"> ・全国高等学校簿記選手権大会県予選 ・簿記コンクール県大会 ・岐阜県高等学校ワープロ競技大会兼 全国大会県予選 ・岐阜県新人大会 ・岐阜県高等学校プログラミング競技大会 ・全国高等学校IT選手権大会 ・岐阜県実務競技大会 	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県教育委員会後援 岐阜県商業教育研究会、全商協会 岐阜県商業教育研究会 岐阜県商業教育研究会 岐阜県商業教育研究会 岐阜県教育委員会後援 岐阜県商業教育研究会

吹奏楽	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県管打楽器アンパブルコンテスト ・管打楽器ソロコンテスト ・全日本吹奏楽コンクール (以上の地区、県大会) ・吹奏楽発表会 	岐阜県吹奏楽連盟 岐阜県吹奏楽連盟 岐阜県吹奏楽連盟 高文連吹奏楽部会
美術部	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県高等学校総合文化祭 ・飛騨地区高美展 ・岐阜県美術展 	高文連・岐阜県教育委員会 高文連・岐阜県教育委員会 岐阜県教育委員会
展示会の事前準備、打ち合わせは2名まで、飛騨地区高美展の展示準備については5名まで支給する。		
自然科学部	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会 ・研究発表交流会 	高文連自然科学部会 高文連自然科学部会

- イ 茶道部は、「淡交会（主催・裏千家）」への出席について支給する。但し、県外での開催の場合は、岐阜市までの旅費を補助する。その他、高文連又は県教育団体主催の展示会等に、県内での参加を1回以内で認める。
- ウ 書道部は、飛騨地区高校書道展（主催・高文連、岐阜県教育委員会）への出席について支給する。但し、展示会の事前準備、打ち合わせは2名までの支給とする。その他、高文連又は県教育団体の主催の展示会等に、県内での参加を1回以内で認める。
- エ インターアクト部は、英語ディベート大会（主催・高校生英語ディベート大会推進委員会）及び高校生スピーチの集い（主催・岐阜県高校国際教育研究協議会）への出席について支給する。その他、県教育団体主催の大会等に、県内での参加を1回以内で認める。

2 上記の大会で岐阜県を代表して参加する場合には、下記のとおり支給する。

- (1) 参加料
- (2) 目的地までの列車運賃（往復学割）、但し団体キップを利用出来る場合は、その額とする。実際に公共交通機関を利用して旅行し、特急を利用する場合は事前に校長の承認を受けるものとする。
- (3) 宿泊費は開催要項による統一宿泊費を支給するが、開催要項による統一宿泊費がない場合は実費を支給する。ただし、上限は岐阜県旅費条例による。
- (4) 行動費は一人1日500円を支給する。

3 各競技団体等（連盟・協会他）主催の東海・全国大会に岐阜県を代表して参加する場合には、前項のとおりとする。ただし、県内大会において上位8位までに入賞した場合、または県代表として上位大会の出場権を獲得した場合に限る。

4 国民体育大会において、本校の部活動に所属し、当該部の種目で出場する生徒について、岐阜市（集

合場所)までの列車往復運賃を支給する。

第3条 激励費は次の基準により支払うものとする。

- (1) 県を代表して出場する生徒に対して支給する。
- (2) 生徒に対しては1人5,000円とし、1つの部に対して年間50,000円を限度とする。ただし、男女別になっていない部について、競技が男女別になっている場合は、100,000円を限度とする。
- (3) 全国大会において公式に本校へ出場依頼のあった生徒については、個人参加であっても激励費のみを支給する。

第4条 文化系部が会場を借上げて地域に向けて発表や活動する場合は、その会場使用にかかる経費について50,000円を限度に助成する。

第5条 部活動の大会において、吹奏楽部等が学校としての応援に参加する場合は、生徒の移動に係る経費について50,000円を限度に助成する。

第6条 学校が認めた学習活動の旅費について、申請があった場合は、第2条2項により支給する。

第7条 この内規によらない場合は、その都度部活動遠征審議会で協議し、経費の支出が伴う場合は、部活動後援会長の承諾を得て決定する。

第8条 内規の変更は本部役員会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成25年 4月 1日から施行する。

この内規は、平成26年 4月 1日から施行する。

この内規は、平成26年12月 9日から施行する。

この内規は、平成27年 4月 1日から施行する。

この内規は、平成29年 4月23日から施行する。

この内規は、平成30年 4月 1日から施行する。

この内規は、令和 6年 7月 5日から施行する。

この内規は、令和 7年 7月15日から施行する。

補足：部活動遠征審議会 (益田清風高等学校各種委員会組織のうちの委員会)
構成員は校長、教頭、特別活動部長、事務長、当該部顧問